

「通貨と銀行の将来を考える研究会」

進捗報告フォーラム議事概要

December 21, 2021

議題

- 第1セッション 匿名性の確保と個人の取引情報の利活用
- 第2セッション オフラインの支払・決済と媒体の選択
- 第3セッション 企業の取引情報の利活用とクロスボーダー取引
- 第4セッション 「進捗報告」のポイントと今後の論点

開催日時

2021年11月30日<18時00分~20時50分> (テレビ会議形式で開催)

出席者

第1セッション

- 北村行伸氏 (立正大学データサイエンス学部長)
- 吉永幹彦氏 (LINE Credit 株式会社 代表取締役 CEO)
- 西片健郎氏 (野村総合研究所 金融デジタルビジネスリサーチ部 上級研究員)

第2セッション

- 乾 泰司氏 (JICA アドバイザ、ADB コンサルタント)
- 山岡浩巳氏 (フューチャー経済・金融研究所長)
- 楊 晶晶氏 (野村総合研究所 (上海))

第3セッション

- 大島 周氏 (海外通信・放送・郵便事業支援機構社長)
- 小早川周司氏 (明治大学政治経済学部教授)
- 高橋 亘氏 (大阪経済大学経済学部教授)

第4セッション

- 福田慎一氏 (東京大学大学院経済学研究科教授)

- 井上 哲也 (野村総合研究所 金融デジタルビジネスリサーチ部 シニア研究員) <モデレーター>
(所属は 2021年11月30日時点)

主要論点

- 匿名性の確保と個人の取引情報の利活用
- オフラインの支払・決済と媒体の選択

1. 匿名性の確保と個人の取引情報の利活用

井上<モデレーター>:

・昨年度から継続している「通貨と銀行の将来を考える研究会」は、今年7月より第2フェーズに入り、中央銀行デジタル通貨(CBDC)自体の「設計」や運営の「枠組み」に関する選択肢を具体的に示すことを目指して議論を進めている。第2フェーズの前半では、このうち「設計」について議論してきたが、その成果を「進捗報告」として12月8日に公表する予定である。本日は「進捗報告」で取り上げた論点について、メンバーの方々のご意見を率直に示していただくとともに、第2フェーズの後半で議論する「枠組み」についても、想定論点を示していただくことを目的としている。

・まず、第1セッションでは「匿名性の確保と個人の取引情報の利活用」を取り上げる。両者ともに必要性や合理性が存在すると同時に様々なトレードオフがある中で、CBDCの「設計」面からどう克服していくか、つまり「制御された匿名性」のあり方が焦点となる。この点は

- 企業の取引情報の利活用とクロスボーダー取引
- 「進捗報告」のポイントと今後の論点

CBDCが銀行券の特性をどの程度継承すべきなのかという、より大

きな課題とも関わっている。まず、確保すべき匿名性の範囲やその必要性などについてご意見を伺いたい。

北村氏:

・経済取引の匿名性は、思想信条や表現の自由と共に、経済活動の自由として認められてきた権利であり、これまで現金が使用されてきたこととも関係している。デジタル通貨に関する「制御された匿名性」についても、相手がきちんと残高を持っている点が確認できれば、それ以上の情報による個人の特定は不要である。これは外国人が日本で買い物をする際にも、相手方の特定が大きな問題とならないことにも表れている。

・インターネットはそもそも分散的な世界観を有しているだけに、その上での取引にも、中央銀行が集権的に発行する通貨でない支払・

決済手段に対するニーズが確実に存在する。また、CBDC にどのような匿名性を付与すべきかは、CBDC の導入時点で現金が引き続き使用されているかどうかにも関わる。匿名性の必要な取引では現金を使用しつつ、CBDC における匿名性のあり方を様々な選択肢の中で時間をかけて考えるーリアル・オプションを買うーことも案となる。

・利用者の属性や取引目的といった情報は、別の情報と紐づけて活用する上では有用性も存在しうるし、経済安全保障のような別の観点での意義も存在しうるが、支払・決済を行う目的だけに照らすと必要性は乏しい。一方、取引金額に即して匿名性を制御するとすれば、デジタル人民元の実験のように情報開示の程度に応じて残高等に上限を設ける方法もあるが、利用者が複数の口座を保有できれば、有効な制御が難しくなる面もある。その意味では、全ての利用者が一定の範囲の取引情報を開示する方がフェアとも言える。

西片氏:

・匿名性の付与はプライバシーの保護という目的を達成するための手段と考えられる。プライバシーの概念は技術や社会規範の変化に伴って変化してきたが、近年は情報技術の発展等に伴って顕著な変化が生じ、私生活の自由の保護から自己情報のコントロールへと重点が移っているように感じる。更に、ケンブリッジ・アナリティカ事件で示されたように、SNS 等によって無意識に行動変容を促す効果への警戒感も生じている。

・プライバシーの概念を安定的に定義することは難しいが、デジタル通貨を議論する際は、「どの情報が、誰から誰へ、どのように開示されるか」に着目することが有用である。誰から誰へという点では、取引当事者、仲介機関、中央銀行、規制当局に加え、取引情報の利活用に携わる民間事業者や内部ないし外部の攻撃者が想定される。また、保護すべき情報としては、「進捗報告」でも整理されているように、利用者のアイデンティティに関する情報と取引に関する情報が考えられる。

・匿名性の範囲として、研究会では取引残高や取引金額での線引きが挙げられたが、取引残高に制限を設ける場合も、どのタイミング（チャージ、支払、ないし両方）で残高検証を行うかという論点もある。通常、チャージの方が支払より頻度が低いので、プライバシー保護の点では、チャージのタイミングのみ検証をする方が望ましいかもしれない。一方、取引金額に制限を設ける場合も、送金側と受取側の両方の情報を収集すべきなのかという論点もある。例えば、スイスの中央銀行による提案では、支払側のプライバシーは保護しつつ、受取側に透明性を要求することで、税金や AML の課題に対応する考え方を示している。

井上<モデレーター>:

・匿名性の確保の手法については、取引の段階で確保するか、情報をいったん集めた上で適切に保護するかという選択肢があり得る。また、利用者の認証や取引の適法性の確認と、支払・決済の登録や実行という二つの異なる目的に活用される情報の属性によっても各々異なる可能性がある。利用者にとっての情報開示のインセン

ティブという課題とも併せてご意見を伺いたい。

吉永氏:

・既に指摘があったように、デジタル通貨の世界では完全な匿名性の付与は不可能である。そこで利用者にとって重要なのは「取引情報」がどのような内容や範囲を指すのかという点である。AML 等の観点から適正な利用者が適切な残高を保有しているという情報の開示は利用者にも意味を持つが、支払・決済の相手先や取引内容に関する情報を開示することは「気味が悪い」と考える可能性がある。

・情報開示のインセンティブは、利用者が、後者の情報を取引相手や決済事業者へ何らかの形で利活用することを許諾する上での課題である。利用者から見ても、完全な匿名性を求める場面は必ずしも多くない印象もある。取引や支払・決済の実行に最低限必要な情報と、利用者の許諾によってオプションに提供する情報を適切に使い分けことが、利用者による情報開示への全面的な「拒否感」を乗り越えて、取引情報の利活用の範囲を広げていくことに繋がる。

西片氏:

・どのような内容や範囲で取引情報を開示または秘匿するかという点が利用者にとって重要との指摘に同意する。技術的な観点からは、取引の匿名性は様々なレイヤーで実現しうる。システムのアーキテクチャー、台帳の設計方式、ハードウェアやネットワークの設計方式、あるいは運用ルールやプロセス等の選択肢があり、こうした様々なレイヤーの対策を複層的に組み合わせていくことが重要である。例えば、システムアーキテクチャーの観点では、主要国の中央銀行が想定するように「二層構造」のシステムを採用すれば、中央銀行が利用者のアイデンティティ情報にアクセスできない構造を実現しうる。台帳設計方式の面では、欧州中央銀行 (ECB) やリクスバンクによる実験のように、取引当事者だけが取引情報にアクセスできる設計も可能である。また、スイスの中央銀行は、トークン型の台帳設計方式を提案しており、中央銀行は使用済トークンの番号のみを管理し、取引情報にはアクセスできないようにする方式となっている。

井上<モデレーター>:

・民間事業者の立場からみて、個人の取引情報の利活用における課題や今後の展望についてはどうか。例えば、研究会の第 1 フェーズでも議論したが、個人の取引情報を利活用することによるメリットの実現は、実務的には簡単ではないとの指摘もみられる。この点は、日本だけでなく主要国でも重視されている。

北村氏:

・グローバルなプラットフォーマーは、多様な情報を分析してビジネスに活用できている一方、日本の金融機関は、取引情報を別に入手した情報と統合する対応が規制によって制約されてきた印象を受ける。いずれにしても、何が制約であり何ができなかったかを明らかにすべきであろう。一方、金融機関は規制によって他業態が銀行業に入れないようにしてきた面もある。規制緩和を進めれば国内の金融機関による対応の余地は広がるが、プラットフォーマーによる参入の脅威を高まる点も考慮する必要がある。

・この間、中央銀行は個人の取引情報を分析しないという方針を明記することも重要である。つまり、マクロの研究として利用することはあり得るが、日々の業務として個々の取引情報を追跡することには関心がなく、実際にも行わないと割り切る必要がある。利用者にとって、CBDC は支払・決済の手数料の低下やユニバーサルアクセスのメリットをもたらすことが期待される一方、そのためのコストを誰がどう負担するかも重要な課題となる。

井上<モデレーター>:

・研究会でも議論になったが、現時点での環境だけに基づいて判断するのではなく、将来に向けた変化を想定して判断することも重要という観点もある。例えば、吉永さんが指摘された利用者の「気味の悪さ」は将来に向けて変化すると考えるべきだろうか。

北村氏:

・CBDC に対して、現金のもつ匿名性などの利便性を継承しつつ、デジタルであることの利便性も付与しようとするのは、現時点では欲張りすぎである。また、現状で最適と思われる姿が、CBDC の導入時には時代遅れになっている可能性もある。将来的に必要な機能を追加できる余地を残していくことが必要なのではないかと。

井上<モデレーター>:

・研究会を通じて、吉永さんは利用者が「お得感」を実感することの有用性を強調しておられるが、それをどのように実現しうか。

吉永氏:

・この点に関しては、まず、中央銀行と民間事業者とを分けて考える必要がある。まず、中央銀行には、支払・決済に関する情報を民間事業者にメリットが生ずる形で提供するインセンティブは存在しないように思う。一方で、CBDC に「二層構造」を採用した場合は、仲介機関には、管理コストを賄うためにも取引情報の利活用に対するインセンティブが生じうるし、デジタルの優位性も発揮しやすい。

・北村さんが指摘されたように、支払・決済に関する情報を含めて金融機関が保有している情報だけでは、利用者に利便性を提供したり、ビジネスとして成立させたりすることは難しい。グローバルなプラットフォームのように別な情報を紐づけることで新たな情報を抽出することが必要である。しかし、日本の金融機関にとっては規制との関係で情報のそうした活用が困難であるほか、企業間で個人の情報を移転することにはより高いハードルもあり、利用者の積極的な同意がなければ情報の紐づけは難しい。将来的には、柔軟な情報収集や移動を容認していくことで、情報連携によって新たな価値を創造していく仕組みを作ることが考えられる。情報銀行もその一例であるがまだ発展段階である。

井上<モデレーター>:

・金融機関が規制によって取引情報の利活用に制約が生じているのであれば、その適否を考える必要があろう。一方で、非金融の消費者サービスの事業者の方が、ビジネスモデル等の面で優位性があるとすれば、そうした事業者の参入を促すべきかどうか、あるいは

将来に向けてその余地を用意すべきかどうか論点となる。

吉永氏:

・この点を考える上では、金融だけでなく産業全体の競争力という観点が重要となる。海外から実際に新規事業者が参入し、国内事業者が脅威にさらされた場合には、技術的な理由だけでなく規制上の理由で太刀打ちできない面があるように感じる。国内の民間事業者の立場からは将来に向けた規制改革を期待しているし、日本の産業競争力を維持する上でも必要である。こうした観点から CBDC の「設計」面で将来に向けた柔軟性を残していくことも大事なのではないかと。

井上<モデレーター>:

・本セッションの最後の論点として、「進捗報告」で整理した 2 つのカテゴリーの情報、つまり、「利用者の認証や取引目的の適法性を確認するための情報」と「取引履歴のような金融サービスの高度化や効率化に活用し得る情報」の各々を、どういう主体が収集、利用し、どのようなガバナンスを課すべきかについて、ご意見を伺いたい。

北村氏:

・中央銀行、政府当局、金融機関を含む仲介機関といった主要な関係者のそれぞれがどのような範囲のアクセス権を有し、ガバナンス構造に応じてどのような条件であれば全体像を把握できるのかという点には様々な選択肢がある。民主主義の下では分権的な構造が不可欠であるが、具体的な姿は、研究会の場も含めて、今後にしっかりと議論すべきだ。

吉永氏:

・利用者の立場からは、誰に情報を預けるのが安心なのかという信頼関係が重要である。中央銀行や政府当局であればよいのか、金融機関なのかという選択肢があるほか、民間の事業法人の場合には厳格な管理体制を利用者に示すことが大事になろう。一方で、情報を誰にも預けたくないという利用者には、適切な管理が可能な組織に情報を預けないことで、利便性の低下という機会損失を被っている可能性を丁寧に説明していくことが有用ではないかと。

西片氏:

・プライバシー保護に重点を置く現金に近いシステムとする場合には、データの利活用はシステム的に制限される可能性がある一方、データ利活用に重点を置くシステムとする場合には、吉永さんが説明されたように、信頼できる主体に情報を預けることが重要な点となる。その場合でも、信頼できる主体には、データ利活用の便益を生み出すことに長けている主体という観点のみではなく、利用者のプライバシー意識が顕著に高まっているだけに、この点のマネジメントに長けた主体が情報を管理することが求められるのではないかと。

・データガバナンスに関しては、昨今、プラットフォームがデータを囲い込んだ結果、データの利活用がプラットフォーム自らの営利目的に偏っていると批判も出ている。データの利活用から得られる果実をフェアに分配することを目的として、最近では、個人やコミュニティが自ら情報を管理するデータガバナンスの枠組みの議論が見

られる。現在のデータ保護に関する制度の論点に加えて、こうした将来想定される変化との整合性を意識することも有用と考えられる。

井上<モデレーター>:

・誰にも情報を委託したくない個人に対しても、CBDC は金融包摂の観点からミニマムサービスを提供すべきなのか。

北村氏:

・個人の自由の領域、すなわち基本的人権として守られるべき最低限のプライバシーは認めるべきであるし、そのような需要はどうしても残るだろう。そうした利用者が支払・決済する余地として現金を残すべきと考えることもできる。

2) オフラインの支払・決済と媒体の選択

井上<モデレーター>:

・第2セッションでは、引続き個人による利用を念頭に、「オフライン支払の支払・決済と媒体の選択」を取り上げる。オフラインの支払・決済は、平時には利用者相互間での取引の増加に伴うニーズが拡大しているほか、自然災害や通信障害の際にも当然に重要となる。現金の代替手段としてのCBDCの意味合いにも関連する一方、そうしたニーズが存在するとしても、CBDCを通じて実現するのではなく、民間事業者や政府当局による別途の対応を通じてニーズを満たす考え方もあり、海外の主要国でもこうしたアプローチが示されている。

・媒体の選択は、オフラインの支払・決済へのニーズへの対応だけでなく、利用者の利便性全般に大きな影響を及ぼすほか、民間事業者のビジネスモデルや支払・決済サービスのあり方にも関わる重要な論点である。利用者の利便性と民間事業者の効率性の双方に照らすと、キャッシュレスの支払手段として既に利用されている媒体を活用することが有用だが、日本人の器用さ等を背景とする多様な媒体の併存に伴うコスト負担の問題や、デジタル弱者の取込みといった課題への対応も重要となる。まず、オフラインの支払・決済のニーズや今後の展望、こうしたニーズに対応する必要性について、ご意見を伺いたい。

山岡氏:

・オフライン機能はCBDCの根本的な目的と関わる重要な問題であるが、私はCBDCに必要不可欠な機能ではないと考えた方が良いと思う。流動性が強く要請される現金に関しては、我妻崇先生以来の「占有＝所有説」という法理論が存在するが、これは、経済学で言うファイナリティを法的に置きなおしたものと捉えることができる。ここでは、CBDCによるオフラインの支払・決済を認める場合、これに銀行券と同様なファイナリティがあるかが問題となる。サーバーと端末で残高の不一致が生じた場合や、さらに将来もサーバーへのアクセスがない形でオフラインでの支払・決済が行われた場合、これを「ファイナル」とみてよいかという解釈には困難が伴う。

・また、海外主要国での議論でも、CBDCによる支払・決済には金額面で何らかの制限を設ける考え方が多い。銀行券にはみられないそうした制限をCBDCに課す背景には、AML等への対応強化の必

要性だけでなく、現金と同等の流動性は不要との暗黙の判断が存在するように思う。そうであれば、中央銀行がオフラインの支払・決済のニーズにまでCBDCで対応することがどうしても必要かどうかは疑問である。そうしたニーズに対しては、緊急時も含めて民間事業者による対応も可能ではないかとの発想もあり得よう。

・もちろん、仮に銀行券をすべて廃止しCBDCで完全に置き換えることを指向するのであれば、銀行券の持っていた機能の一環としてオフラインの支払・決済をCBDCでも行えるようにすべきとの発想は自然である。例えば、スマホのトークン同士を用いたオフラインでの支払・決済にもファイナリティを付与することが考えられる。これに対し、CBDCを公共サービスの向上や銀行券では不足する機能—AML対策など—のカバーを目的として提供するのであれば、オフラインの支払・決済は先に述べたようにCBDCに不可欠とは言えない。

井上<モデレーター>:

・CBDCに限らず、デジタル通貨を一般的に想定した場合、ファイナリティの定義や内容にも再定義が必要になるのだろうか。

山岡氏:

・ファイナリティは、アприオリに望ましい特性と位置付けられることも多いが、本質は損失分担のルールであって、ファイナリティとは、媒体を受け取る側がリスクを減らせる一方で、媒体を盗まれたり紛失したりすれば戻ってこないリスクが高いことを意味する。例えば、記名式のSuicaは戻ってくる可能性があるが、銀行券はそうではない。このことが示すように、利用者間での損失分担をコントロールするルールがファイナリティとみるべき。そうすると、銀行券とは技術の性質が異なるCBDCに、銀行券と同様なファイナリティを付与すべきか否かには議論の余地がある。

井上<モデレーター>:

・ファイナリティは金融安定の観点からアприオリに望ましいと考えがちだが、個人の支払・決済では別な視点が重要と感じた。楊さんには、デジタル人民元の実験で、少なくとも現時点ではオフラインの支払・決済にどう対応しているのかを伺いたい。

楊氏:

・中国でもオフラインの支払・決済に対する利用者のニーズが強く、自然災害や通信障害の際には安心して使用しうる手段への要請が高まる。チップを内蔵したスマホを含む非接触媒体は、QRコードによる支払・決済に比べて効率性が高いので、地下鉄等の交通機関などでの使用に優位性がある。既存のデビットカードやQRコードは、媒体側がオフラインでも端末はオンラインだが、将来に向けてはスマホのトークン同士のように「デュアルオフライン」の支払・決済の導入が期待されている。ただし、少なくとも現時点では二重使用の防止といった課題も残っている。

・政策当局は、既存のキャッシュレスの支払・決済手段を補う観点から、自然災害や通信障害の際にも現金と同じ即時決済性のある手段を提供する必要があると認識しており、オフラインの支払・決済機

能を有するCBDCを導入する可能性が高い。一方、スマホの電源も維持できなくなれば支払・決済も不能となるので、障害の時間が長くなれば、システム面からオフラインの支払・決済をカバーする意味も小さくなる。また、デジタル人民元の実験では、ICカードのような媒体を使用する場合、利用金額やオフラインの支払・決済の回数にはセキュリティ面や技術面から制限が付されている。

井上<モデレーター>:

・次の論点として、将来に向けてオフラインの支払・決済のニーズはどのようなものか、民間事業者や政府当局がそれらに対応するにはどのような手段がありうるかについてご意見を伺いたい。

乾氏:

・オフラインの支払・決済の代表例としては、POS 端末等を利用する店舗における支払・決済が挙げられる。これは、店舗内のネットワークや媒体間の近距離通信を利用しているだけであり、「電力さえあれば、モバイルネットワークやインターネットがなくても利用可能」と言える。なお、現金の場合には電力すら不要となる。

・CBDC がカバーすべき範囲を特定する上では、平時には、オンラインネットワークを利用し、銀行券や硬貨より便利で使いやすい特性を発揮し得ることが重要である。一方、広域ネットワークが利用できない緊急時には、当面は、現金に頼る(役割を委ねる)ことが考えられる。オフライン取引は、全国に端末やデバイスを展開する必要があり、コストや労力が多大なことから、優先順位を低くすることが考えられる。つまり、CBDC はまずスマホ等のモバイル端末を用いる平時のオンライン支払・決済の利便性向上を目指す一方、将来に向けて緊急時でも使えるように拡張性を残すことが望ましい。日本銀行の取組み方針でもそうした方向性を示していると思っている。

・オンラインによる CBDC の仕組みとしては、台帳を日本銀行に開設することで、安全で安定した支払・決済を提供する案が考えられる。

・もっとも、将来的に向けて銀行券の使用が減少していけば、CBDC によるオフラインの支払・決済も必要になりうる。日本銀行の取組み方針でも、強靭性やユニバーサルアクセスの確保に向けた取組みを、銀行券の使用状況に即して段階的に進める考えを示唆した。その手法に関しては、殆どの人がスマホを持っている日本では、アプリの開発を通じた対応が展望される。

井上<モデレーター>:

・将来はオフラインの支払・決済に対応したいならば、CBDC の設計もそれを予見した柔軟な対応を採る考え方はありうるか。

山岡氏:

・そうした可能性を考えておくこと自体は良いと思う。ただし、CBDC によってオフラインの支払・決済の課題を全て解決すべきかという点には議論の余地があろう。例えば、自然災害でオンラインが遮断された場合に地下鉄に乗ろうとする場合、CBDC のオフライン支払・決済に対応する選択肢もあるが、そのためには相当なインフラ構築が必要となる。しかも、非接触の媒体を用い、かつ、オフラインでの支

払・決済にもファイナリティがあるとすると、CBDC の利用者は常にスキミングの防止策を講じておかないと危ないということにもなる。一方で、前述の場合のより簡便な対応として、CBDC のオフラインでの支払・決済まで踏み込まなくても、災害時には鉄道会社が無料での利用を容認するとか、鉄道会社がオフラインでの支払手段を提供するといった選択肢もあり得よう。

・技術的な問題以外にも、制度面からも考え方を整理しておく必要がある。例えば、オフラインの環境で CBDC がスマホ間では $A \Rightarrow B \Rightarrow C$ と移転し、一方でサーバー上の記録では CBDC が A に止まったままの状態である時、CBDC は A のものか、それとも C のものか、といった問題を明確にしていかなければならない。

・最初から CBDC にオフラインの支払・決済への対応まで準備しようとすると、コストが高いシステムになってしまう可能性がある。災害時など、起こり得るニーズを想定した上で、民間の努力も含め、他の手段の活用もあわせて考えていく方が生産的であろう。

井上<モデレーター>:

・緊急時における民間事業者の裁量的な対応のコストをどうカバーするかについては、現在でも自然災害等の際に、金融庁と日本銀行が金融機関に柔軟な対応を求めるやり方も参考になるように感じた。

・次の論点として媒体の選択に移りたい。海外主要国では既存のキャッシュレス手段を活用する方向性がみられるが、改めて、利用者、店舗、金融機関といった各々の立場から望ましい特性や、利用者の認証や金融包摂といった政策目的との関係といった点についてご意見を伺いたい。

乾氏:

・媒体の選択も、オンラインの支払・決済を出発点として、将来に向けてオフラインをカバーする方向で検討することが有用である。安全で安定したネットワークが提供されている日本では、CBDC であっても現在の銀行口座を用いたオンラインによる支払・決済と基本的に同じアプローチが可能であると思われる。昨年まで住んでいた、ネットワーク事情がそれ程安定しないミャンマーでも、スマホ上のアプリによる支払・決済や口座管理は、大変重宝した。しかし、現金利用の減少が見込まれることから、将来はオフラインの支払・決済に対応する重要性が高まることが予想されるほか、スマホなど携帯端末を利用した取引や、リーガルテンドーであることから、全国民が利用できる手段(例えばマイナンバーカードへの実装)なども考える必要があると思われる。

・クロスボーダーの支払・決済での利用も考えると、二重使用や AML への対応の観点から、ブロックチェーン技術によって取引記録を残す形が望ましい。第 1 セッションで議論されたように匿名性の確保とどうバランスするかという課題も生ずるが、私は、CBDC を利用する取引の KYC は、中央銀行とは別な組織(例えば中立な政府機関)に担わせることが望ましいと考えている。

楊氏:

・中国でも、媒体は、利用者にとって便利で低コストであることが不可欠であると考えられている。このため、あくまで実験段階ではあるが、民間の支払・決済サービスでは手数料がかかるのに対し、デジタル人民元は、支払・決済が無料である点やオフラインの支払・決済に対応する点が評価されている。併せて、利用者は災害時での利用や取引情報の保護といったメリットにも着目している。

・デジタル人民元の普及を後押しする上では媒体の開発も重要な意味を持つ。中国人民銀行の委託を受けて媒体の開発を進める運営機関の間では、競争やイノベーションを推進しつつ、利用コストの低下や既存の支払・決済手段との相互運用性、採用する技術の安全性や将来に向けた柔軟性などが焦点になっているとみられる。具体的な媒体としては、スマホのアプリに加え、ディスプレイ付き IC カードやウェアラブル端末などを開発しており、なかでも IC カードには既存の健康コードを搭載し、コロナの感染リスクを段階的に表示するといった工夫もみられる。こうした簡便な媒体の採用は、デジタル弱者や低所得者によるデジタル人民元の利用に重要な意味を持ちうる。この間、政府による個人情報のこうした活用が可能である背景には、既に国民の位置情報等をコロナ感染防止策などに活用している実績が存在する。

井上<モデレーター>:

・デジタル人民元の「進捗報告」では金融包摂的な観点も強調されていたように思うが、中国では農村部でもスマホは普及しているのか。大都市で実験が行われている点は媒体開発にも影響しているか。

楊氏:

・中国の農村部でもスマホは普及している一方、金融インフラの整備が課題であり、こうした観点でも IC カードのような媒体の開発は重要である。

山岡氏:

・媒体の選択も重要な論点であり、媒体の進歩に CBDC が追い付いていけるのかという問題もある。デジタル人民元ではスマホによる QR コードや IC カードを媒体とする実験が行われており、現在のスマホや IC カードの普及を考えればこれらの活用を考えるのは当然であろう。しかし、将来はこれらは最善の媒体でなくなる可能性もある。

・例えば、エストニアでは国民全員による ID カードの携帯が前提となっているが、将来は「カードを持ち歩く」というスタイル自体が廃れる可能性が意識され、SIM カードやその他の媒体に ID 情報を搭載する試みも行われている。支払・決済の領域では、1990 年代にモンデックスという電子マネーのアイデアが台頭した際、公衆電話からチャージするという発想があったが、現在では公衆電話自体が姿を消しつつある。同様に、iPhone の登場から 10 年強しか経過していないことを鑑みれば、今から 10 年後にどのような媒体が登場しているか、また、その時まだスマホが広く使われる媒体であり続けているかどうかすらわからない。CBDC が有用性を発揮するには、その

時々で広く利用されている媒体に搭載していかどうかの方が重要だが、そうした作業を中央銀行自身が継続的にできるかどうかは大きな問題である。

井上<モデレーター>:

・このセッションの最後の論点として、媒体の開発や選択において、既存の民間の支払・決済手段やクロスボーダー取引との相互運用性をどう考えるべきかについてご意見を伺いたい。

乾氏:

・民間サービスとの相互運用性は非常に重要だ。私自身、ISO/TC68、SC2 WG17 (Security aspects of digital currencies) や AG5 (Digital currencies) にメンバーとして参加し、デジタル通貨の標準化に関与している立場からみると、標準化と相互運用性は強く関係している一方、民間のイニシアティブだけで標準化を進めることは難しい。少なくとも CBDC については、主要な中央銀行の間でイニシアティブを取って標準を設定し、それを民間に提示していくことが重要ではないか。

楊氏:

・デジタル通貨に相互運用性を付与すると、媒体開発のコストを低下させ、活用機会を拡大させるメリットが生じる。既存の支払・決済手段との交換が円滑になることで利用者の利便性が高まり、CBDC の普及に資する。CBDC のインフラに関しては、利用者の親和性や投資コストの軽減の観点から、既存のインフラを活用することが望ましい。実際、中国ではアリペイがデジタル人民元を決済手段として活用する実験も開始されている。一方で、競争や金融包摂を促進するためには新たな媒体の開発も同時に必要であり、将来は既存の媒体と新たな媒体が併存する姿が展望される。

・クロスボーダー取引ではコストの高さや要する時間の長さなどが貿易や投資の効率的な実施に障害となっている。デジタル人民元は、支払・決済コストの低下や多通貨での迅速な P2P 決済に資することが期待される。一方で、各国の間では監督や規制、CBDC の枠組み、外為管理制度などの面に違いもあり、CBDC 同士の高い交換性を容易に実現しうる訳でもない。CBDC のクロスボーダー取引での活用には、技術よりもこうした制度面の対応が重要と考えられる。

3) 企業の取引情報の利活用とクロスボーダー取引**井上<モデレーター>:**

・第 3 セッションでは「企業の取引情報の利活用とクロスボーダー取引」について議論したい。既に議論したように、個人の取引情報の利活用には様々な制約があり、実務的に難しい課題が存在する一方、企業の取引情報の場合はユースケースが比較的明確で、デジタル財の拡大も利活用の拡大を後押ししている。第 1 フェーズの議論では、金融機関にとっても収益を上げられるビジネスモデルが存在するとの指摘もあった。一方で、中小企業の間ではコストやリテラシーの面でデジタル化が遅延しているほか、大手の事業法人や金融機関でも、取引情報を効率的に活用するためのプラットフォームの構築にはハードルもあり、CBDC ではなくても何らかの共通インフラが

必要との指摘もなされている。一方、企業のクロスボーダー取引については、サプライチェーンの拡大等によって確実にニーズが拡大している一方、本日の第2セッションで議論した個人に関する課題が該当する部分も少なくない。実際、FSB(2021)は大口取引、小口取引、送金の各々について、クロスボーダー取引の課題を、コスト、時間、アクセス、透明性という4つの点から整理している。

・本セッションの最初の論点として、まず、企業の取引情報の利活用の意味合い、メリットの実現方法や制約についてご意見を伺いたい。

大島氏:

・一般的に言えば、企業の場合にも個人と同じく取引情報には個別性が強いことに加えて、企業IDで情報を統合していく取組みが十分に進んでいない。また、多国籍企業ではグループ内で情報を収集し活用する動きが進んでいるが、そうした情報がグループ外に出ることはない。国際市場における日本企業の相対的な規模感を考えると、情報の様式を標準化しながら、企業間で情報を共有して活用することも必要になっている。この点は、金融機関の間で情報共有が行われず、メインバンク以外の金融機関には取引情報の利活用が難しいことと同様な問題であり、企業の取引情報を必要に応じて取り出し得る仕組みも必要である。

・モノの流れの裏側にある資金がCBDCに限らずデジタルな手段で受払されるのであれば、取引情報を効率的に収集、整理することが可能となる。さらに、NFT等を想起すれば、デジタルな財やサービスとの親和性も高い。このため、関係者の間である程度の取引情報を共有しつつ、必要な対価を支払って活用するという方法も可能となり、金融サービスの競争を活性化することが期待される。

小早川氏:

・企業の取引情報の国内での利活用については、例えば、CBDCの取引情報に中央銀行がアクセスできるとすれば、中央銀行も企業に対して相応のメリットを提供しうる。つまり、中央銀行は、個社の動きではなく経済全体の状況をリアルタイムで把握する目的に照らして、CBDCのもたらす統計的価値に意義を見出すことができる。従って、個別の取引情報を集計した形で国内企業を含む利用者に還元することで便益を供与するアプローチがありうる。

・その上で、具体的にどのような情報をどう使うかには種々の課題も残る。情報処理推進機構(IPA)主催の「契約・決済アーキテクチャー検討会」では、川上の契約から川下の決済まで、つまり商流から金流まで一貫して処理すべきという問題意識で議論が進められている。データ様式の標準化や共通プラットフォームの実現といった問題意識も開陳されており、企業の生産性向上というより大きな視点から、バックオフィスやミドルオフィスの活性化を図っていく必要があると考えている。

・ただし、研究会でも指摘があったが、企業の取引情報は個人とは異なり匿名化が難しいという制約が存在する。日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」(短観)を総括した経験を踏まえると、仮に企

業名を秘匿化しても、売上高等に関するデータを見れば、企業名が概ね推察できてしまうケースも存在しうる。こうした制約を克服して、一定の匿名性を確保する仕組みができるかどうかは課題となる。

井上<モデレーター>:

・次の論点として、クロスボーダー取引における企業の取引情報の利活用についてご意見を伺いたい。国内での利活用と異なる要素として、データ様式や法制度、データガバナンスの違いなどについてはどう考えるべきか。

小早川氏:

・国際決済銀行(BIS)は世界各地にイノベーションハブを設置しており、それらが核となって、CBDCによるクロスボーダーの支払・決済を行う実験プロジェクトが既に立ち上がっている。代表例は、シンガポールのハブが運営するProject Dunbar(シンガポール、オーストラリア、マレーシア、南アフリカが参加)や、香港のハブが運営するmCBDC Bridge(香港、タイ、中国、UAEが参加)である。これらの実験も、資金を効率的に移転しうるだけではSWIFT等で既に実現できていることとの違いが明確でないだけに、リテールとホールセールの如何に拘らず、クロスボーダー取引で活用するCBDCにどのような付加価値を付与するかが焦点となる。例えば、サプライチェーンとの一体化といった対応が実現すれば、CBDCの使用が企業の取引情報の利活用を促進することにも繋がる。

・取引情報の利活用にとってCBDCのプログラマビリティが魅力的であることは事実だが、既存の支払・決済システムを活用することでも同様な目的を達成しうる。例えば、同じくBISのシンガポールのハブが運営するProject Nexusでは、シンガポール、マレーシア、イタリアの各中央銀行が、既に稼働している決済システムを活用したクロスボーダーの即時決済の可能性を模索している。因みに、イタリア銀行はECBの資金決済システムであるTARGET 2だけでなく、現在のデジタルユーロの開発でも多大な貢献を果たしている。既存の支払・決済システムを活用する取組みでも、従来と異なる付加価値をどうもたらすかが焦点となる。このように、クロスボーダーの支払・決済に新たなCBDCの枠組みを活用するのか、既存の支払・決済システムを活用していくのかは、現時点で相対的な優劣は明確でなく、様々な実験プロジェクトの蓄積を踏まえて、今後の国際的な議論の中で知見が深まっていくことが期待される。

高橋氏:

・クロスボーダー取引におけるCBDCの利用を考えた場合、仮にA国のCBDCがB国で流通した場合、B国内でのA国CBDCの取引情報にB国がどの程度アクセスできるのかという論点がある。言うまでもなく、現金取引ではこうした問題は生じないが、CBDCを用いると情報の収集や蓄積が可能になる。選択肢の一つは、B国がA国のCBDC情報に対して自由にアクセスできる仕組みにすることだ。一方で、日経センターの講演会でBISのShin氏が指摘したように、クロスボーダーの支払・決済には通貨主権の問題があり、通貨の受払とはつまるところ情報の媒介でもある以上、それは情報主権の問

題にもなる。こうした考え方を尊重すれば、A国とB国とは情報の越境は認めず、各々が異なるCBDCを発行しつつ、二つのCBDCのインターフェイスによって、A国の利用者がB国でも自由にCBDCを使用しうる仕組みが望ましいことになる。実際、BISが推奨するmulti CBDCはこのような考え方に立っているのではないだろうか。

・企業の取引情報の利活用では、通貨と電子商取引との整合性も論点になり得る。つまり、電子商取引ではローカライゼーション規制を排除する方向にある一方、通貨主権はいわばローカライゼーションを尊重する考え方であり、相互に異なる発想となっている。また、研究会では取引情報を第一カテゴリー（利用者の認証や取引目的の適法性を確認するための情報）と第二カテゴリー（取引履歴のような金融サービスの高度化や効率化に活用し得る情報）に分けて議論しているが、同じ第二カテゴリーでも個人と企業では規制の方向性が乖離する兆しがみられる。つまり、OECDのガイドラインやGDPRに代表されるように、個人情報保護し利用を規制する方向が国際的にも明確になっているが、企業情報は安倍元首相が大阪G20で掲げた「Data Free Flow with Trust」の方針の下で、むしろ国際間での移転と利活用を推進する方向にある。

・金融論の下では、企業は非公開情報を金融機関に開示して保護してもらおう一方、情報の公開が前提となる資本市場にはそうした情報を開示しないというのが一般的な整理であった。だとすれば、金融機関が保有している情報を広く共有して良いかという問題も浮上する。実際、EUでも金融を含む特定の分野は、情報の移転に制限を設けることも議論されている。この点でも、通貨とECの各々の考え方は一致しない面があり、研究会での今後の検討が望まれる。

井上<モデレーター>:

・次の論点として、企業の取引情報は、誰がどのように収集し、管理するのか妥当であるかを議論したい。与信に関連する情報は金融機関がその役割を担っている一方、情報を共有することのメリットとコストのバランスも重要である。

大島氏:

・中堅中小企業を念頭に置いた場合、新しいマーケティングや商品を開発する際に、自らの周辺情報だけでは不十分という問題がある。一方、地方銀行も自らのポートフォリオ分析や信用リスク分析を行う上で自らのデータだけでは不十分という課題があるが、各行が地方銀行協会にデータを共有し、より広い範囲のデータを自らの分析に活用することで、リスク管理を改善したり、そのためのコストを抑制したりする成果を挙げている。このように、グローバルな競争に参戦していくことが難しい主体にとっては、データを相互に共有して中立的な主体に標準的な分析の役割を委ねつつ、その成果を自らのサービス向上に活用していくアプローチには意味がある。将来に向けて人口減少が進み、デジタル関連の投資が一層難しくなることを考えると、CBDCの枠組みを活用してデータを効率的に収集、分析し、成果を共有することの意義も展望しうる。現在の日本経済では、細分化した領域での競争が目立つが、金融に限らず様々な分野でもう

少し賢く共通化することで、サービスの高度化に向けて資源を集中投入することができる。

高橋氏:

・金融機関は企業の信用情報を開示すべきでないとするれば、共有しうる情報は取引情報になる。ただし、取引情報をどう利活用するかは、電子商取引の領域でも議論は発展途上である。例えば、ISDNサービスの廃止を機にEDIがウェブベースに移行する際にはその規格化、標準化の進展が問題になっていると思うが、この点は標準化された情報を金融機関がどう利用するかという問題とも関わる。また、ISO20022の様式によって「金流」と「商流」の情報がうまく標準化される可能性も展望されているが、実現には至っていない。さらに、APIの提供者と利用者をつなぐAPIプラットフォームの提供というアイデアも窺われるが、現状では金融機関との関係が明確でない。この間、全国銀行協会がZEDIのサービスを提供し始めたが、添付されるEDI情報は入金消込業務の効率化に資するとしても、必ずしも豊富な内容を含む訳ではないようだ。一方、多国籍企業などは、取引情報の利活用を独自に進めているとみられる。

・総じてみれば、現在の電子商取引では、「商流」と「金流」の情報の利活用の枠組みが各々確立された形として統合しようとしているのではなく、各々の枠組みが未確立な状況での融合を模索している段階である。しかも、日本におけるこうした取組みが、SWIFTなどを通じて進められている国際的な取組みの中でどの程度同調しているのかという疑問も生ずる。

井上<モデレーター>:

・企業の取引情報の利活用は個人に比べてユースケースが明確であるとしても民間の取組みにも様々な課題が残る中で、CBDCを活用することの意味合いや課題について、ご意見をお伺いしたい。

小早川氏:

・CBDCのメリットを発揮するにはどのような付加価値を付与するかがやはり重要になる。将来に向けて財やサービスの流れとお金の流れのシンクロナイゼーションが進むはずであり、こうした経済活動を支える新たなマネーが必要だ。CBDCは将来的には中央銀行が発行するプログラマブルマネーとなり得るわけであり、その特性を活かしつつCBDCをデジタル社会に浸透させることが重要となる。

・デジタル通貨に関するノンバンクの参入には2つのパターンを想起しうる。第一にCBDCにおいて利用者とのインターフェイスに関与することであり、第二に別の新たな決済手段、例えばステーブルコインを提供することである。後者の規制や監督に関しては、政府でも研究会が立ち上がり、専門家による議論が進んでいると承知しているが、ステーブルコインの発行主体が破綻した際の利用者保護をどう考えるかも重要な論点であろう。政府の研究会では、電子的な支払手段を発行、償還する行為を、銀行預金債権の発生、消滅と同義と解釈する考え方が示された。しかし、要求払預金には預金保険制度で全額保護されている決済性預金が含まれるだけに、ステーブルコインも政府のセーフティネットによる全額保護の対象となりうる可

能性も考えられよう。このように、デジタル社会にふさわしい支払・決済のあり方を考える上では、CBDCだけを議論するのではなく、ステーブルコインなどの民間のデジタル通貨を含むエコシステム全体を、マクロ的な観点から考えていくことが、これからの研究会に求められている。

大島氏:

・高橋さんが指摘された通貨主権の確保の課題が気になる。通貨がデジタル化されていなければ、インバウンドの観光客が国内でどのような通貨を使用しても歓迎されていたが、デジタル通貨になると、企業の商取引慣行や利用者の行動特性への影響等を通じて通貨圏の変化をもたらす。このため、民間ベースのデジタル通貨が競争を展開する段階から進んで、一定のプラットフォームによる相互運用性のある枠組みとその下での取引情報の捕捉を考える必要がある。こうした取組みは民間事業者の競争力の強化にも資するはずであり、クロスボーダー取引における経済安全保障の観点も加味した対応が有用である。

高橋氏:

・CBDCのようなデジタル通貨はクロスボーダー取引で活用することこそ重要であり、そもそも、CBDCの議論が活性化したのは、国際送金の課題の克服に向けたG20での議論が契機であった。乾さんと考案したアジア共通通貨構想は、国内に保持すべき情報の管理を徹底しつつ、それ以外の情報を国際的に共有していく発想に基づいており、通貨主権の問題はクリアしていると考えている。国際的にこうしたアイデアが採用されても良いのではないかと。

4) 「進捗報告」のポイントと今後の論点

井上<モデレーター>:

・本日は、CBDCの「設計」に関するポイントとして、「匿名性の確保と個人の取引情報の利活用」、「オフラインの支払・決済と媒体の選択」、「企業の取引情報の利活用とクロスボーダー取引」の3点を議論してきたが、気になった点や補足すべき点をお伺いしたい。

福田氏:

・「匿名性の確保と個人の取引情報の利活用」については、「現金大国」である日本での匿名性へのニーズの高さを踏まえると、取引金額に即した「制御された匿名性」の実現には意味があり、今年実現した資金決済法の改正にも共通する考え方である。もっとも、最終的には中央銀行や政府当局に対する信認がなければ、こうした仕組みは実現できない。巨大企業が情報を独占する事態を防ぐために何らかの対応が必要だとしても、利用者自身が情報を管理することには難しさがあるし、民間事業者に管理を委ねることにも信認の問題が残る。本来、個人情報のように最も重要な情報は、政府が分権的に管理することが望ましく、日本の場合にはマイナンバーと紐づけて管理していく必要がある。

・「媒体の選択とオフラインの支払・決済」に関しては、CBDCのために新たな枠組みやインフラを作るより、既存のものをできるだけ活用

した方がよい。もちろん、新たな時代にマッチしているかの検証は必要だし、技術進歩のスピードは目覚ましいことも事実である。それでも、既存の枠組みやインフラの活用には二重投資の回避といった効率性のメリットがあるだけでなく、こうした枠組みは時間をかけて構築されただけに合理性を有しており、民間事業者のビジネスや政府による政策運営との親和性も高いので、不測のトラブルも少ない。一方、私はオフラインの支払・決済でCBDCによって実現することは必要であるとする。山岡さんが指摘されたファイナリティの問題は生じうるが、現金であっても偽造の場合は同様な問題を生じうるし、中国のように店舗等で銀行券を受け入れてもらえない状態が生じれば、この問題自体が意味を失う。その意味では、「平時」にも、利用回数や金額の制限は必要としても、オフラインの支払・決済に使用できるようにすべきだ。また、「危機時」も民間事業者による対応が可能な部分もあろうが、最終的な責任は政府当局や中央銀行が負うべきであり、そのための仕組みを整えておくことが大事である。

・「企業の取引情報の利活用」には、個人の取引情報に対するような規制はないとしても、関係者の各々に制約が存在する。例えば金融機関は、銀行法による規制もあって企業の承認を得た範囲での利活用に止まっている。また、そのための承認手続きが煩雑でデジタル化されていない点も問題である。また、銀行貸出のように相対取引での取引情報は、広く共有されれば社会的な便益が発生する一方で、無償で共有すれば銀行にとって情報生産のインセンティブが喪失する。このため、技術進歩のスピードも勘案しつつ、戦略的な視点からどの規制を緩和すべきかを考えることが大事になる。

・本日の議論を通して改めて感ずるのは、何のためにCBDCを導入するかを考えることの重要さである。狭義のCBDCは銀行券の代替だが、これだけであればCBDCには何の魅力も感じない。やはり、CBDCはデジタル化社会における金融イノベーションの基盤構築につながるべきであり、CBDCの導入によって現在の金融が抱える非効率を解消すべきだ。また、海外の主要国で議論が進んでいる以上、国内で悠長な議論を続けるのではなく、クロスボーダー取引の視点も含めて、国際標準化の戦略に逸早く絡んでいくことも重要である。

井上<モデレーター>:

・研究会の第2フェーズの後半では、CBDCを運営する「枠組み」に焦点を当てる予定だが、具体的にどのような議論を行うべきか。事務局としては、順不同ではあるが、「開発および運営のコストや採用する技術」、「銀行預金との差別化やそのための手段」、「金融仲介への影響や仲介機関のあり方と金融安定」、「クロスボーダーを含む既存ないし新たな支払・決済手段やそのシステムとの相互運用性」を想定しているが、これらの点にもご意見を伺いたい。

福田氏:

・CBDCの目的が現金代替だけであれば共同開発の必要性はないが、その目的が金融面からのデジタル社会の実現であれば、中央銀行は民間事業者や政府当局と協働することが不可欠だ。デジタル社会では別々のシステムが併存することの弊害が大きいため、司

令塔がデジタル庁なのか日本銀行なのかは措くとしても、日本国内で標準化されたものを作る視点が必要だ。また、日本はデジタル人材が不足しているだけに、限られた人的資源を集中投下する意味でも、公的当局がイニシアティブを発揮して基盤システムを構築し、その上で民間事業者がイノベーションを発揮する姿が望ましい

・CBDCが導入された場合の銀行への影響を考える上では、銀行の三大業務のうち、融資には貸金業、為替には資金移動業者といった他業態の参入が既に進んでいる点を確認することが有用だ。一方で預金は依然として銀行だけが担うことのできる特権的な業務であり、預金保険による保護を受ける反面、銀行独自の厳しい規制にも服している。デジタル社会でも、チャンスとしてこの特権を活かしたビジネスを展開するか、厳しい規制を制約と理解するのかという論点や、特権自体の必要性について議論していくことが有用ではないか。

・CBDCが導入された下での金融仲介については、金融仲介を構成する機能に即した検討が必要だ。その一つは決済機能であり、要求払預金という特殊な預金を受け入れることで、予想外の支払需要に直面した預金者に対して、残高の範囲内ではいつでも預金を取り崩せるという固有の流動性サービスを提供している。一方、短期の預金を受け入れて中長期の貸出を行う期間変換の機能も、他の事業者にはなかなか実現できない。これに対し情報生産の機能は、IT企業によるビックデータの活用などで浸食されつつあるが、企業情報の面では銀行の優位性が残るように思う。銀行の優位性は、情報の分析力だけでなく、企業との取引を継続することに伴う信頼関係を通じて構築されるだけに、こうした特性が新しい時代にどの程度残存するかは意見の相違もあろう。最後に、取引費用の節約やリスクの分散という機能についても、新しいデジタルの世界では異なる視点が生まれるかもしれない。

・CBDCの枠組みについては、現時点では「二層構造」が一種の標準形と位置付けられているが、仲介機関としての金融機関と利用者をつなぐ存在としての中間事業者の担い手として、IT企業の役割も重要になるように思う。本日のフォーラムでもAPIプラットフォームに関する指摘もあったが、こうした中間事業者は銀行から様々な情報を得ることで新たな役割を担うことが期待される。

・研究会の第2フェーズは全体を通じてCBDCの「設計」と「枠組み」を議論することを目指しているが、両者は「技術」と「コンセプト」という意味で表裏一体であり、双方向からの検討が引き続き重要だ。また、クロスボーダーの枠組みに関しては国際協調も必要となる。送金手数料の高さには民間事業者による工夫で対応できる面もあるが、中央銀行がクロスボーダー取引の課題にどこまで関与すべきなのかという問題もある。また、国際的な枠組みでは先行者利益が大きく、事実上の標準が確立される可能性があるだけに、日本は率先して議論に入るべきだ。さらには通貨主権の問題もある。岩井先生が「貨幣論」で指摘されたように、法的な強制を除けば日本で日本円が使われる必然性は乏しいだけに、通貨主権を維持する上でも日本銀行はデジタル化社会の形成に関与していく姿勢が望まれる。同時に、

国際送金でどの国の通貨が媒介通貨になるかという点でも、日本銀行は早い段階から国際的なルール作りへ参加する必要がある。

井上くモデレーター：

・研究会の第2フェーズの後半ではCBDCの「枠組み」に関する議論を進める予定であるが、そうした議論の成果を踏まえて、前半で議論した「設計」に関する議論を見直しながら、全体の議論を統合的な報告書の形で公表したいと考えている。その際にはこのような形でのフォーラムを再度開催することを予定している。

・予定の時間になったので、今回のフォーラムをこれで終了したい。パネリストの皆様には、大変多くの重要な論点を挙げていただいたことに厚く御礼申し上げます。参加者の皆様も、長時間に亘ってお付き合いいただき、大変ありがとうございました。
